

国際物流拠点産業集積地域制度 の手引き

令和元年 11 月

沖 縄 県

《 目 次 》

I 国際物流特区の概要

1 国際物流特区とは	1
------------	-------	---

II 優遇措置の内容

1 対象資産	2
2 税制上の優遇措置（国税）	3
3 税制上の優遇措置（地方税）	4
4 関税（保税地域に係る特例措置）	6
5 融資制度	7

III 特別事業認定（知事）の手続き

.....	8
-------	---

IV お問い合わせ等

1 各優遇措置の相談窓口	9
2 制度のお問合せ先	9

I 国際物流特区の概要

1 国際物流特区とは

(1) 制度の目的

国際物流特区は、沖縄振興特別措置法において、「国際物流拠点産業集積地域」として規定されています（法第 41 条）。沖縄県では、この国際物流拠点産業集積地域を「国際物流特区」と呼んでいます。

国際物流特区は、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目的としています。

国際物流特区では、機械・装置、建物等を取得した場合、税制上の優遇措置（国税・地方税）や融資制度を活用することができます。

また、一定の要件を満たし沖縄県知事から認定を受けた法人は、法人設立後 10 年間、法人税課税所得を最大 40%控除する「所得控除」を活用できる優遇措置もあります。

※対象期間：○所得控除：令和 3 年 3 月 31 日までに特別事業認定

○投資税額控除等：令和 3 年 3 月 31 日までに供用開始した資産が対象

(2) 指定地域

○那覇市・浦添市・豊見城市・宜野湾市・糸満市の全域

○うるま・沖縄地区（中城湾港新港地区）

(3) 対象事業

制度の対象となるのは、下記 9 事業（国際物流拠点産業）を営む法人又は個人です（国税は青色申告を提出しているもの）。

税制優遇措置の対象事業

※下線は、平成26年度税制改正により追加した事業

① 製造業

新たな製品の製造加工を行い、当該製品を販売する業。

③ こん包業

運送のために物品の荷造り又はこん包を引き受ける業。

⑤ 倉庫業

倉庫に物品を保管する業。

⑦ 道路貨物運送業

自動車等により貨物の運送を行う業。

⑨ 卸売業

有体的商品を購入し、小売業や他の卸売業等に販売する業。軽度の加工、取付修理を含む。

② 特定の機械等修理業

機械や家具等を修理する業であって、国際物流拠点を活用するもの。

④ 特定の無店舗小売業

店舗を持たず、インターネット等で広告を行い、通信手段によって注文を受け商品を販売する業であって、国際物流拠点を活用するもの。

⑥ 航空機整備業

航空機又はその装備品の整備・修理等を行う業

⑧ 特定の不動産賃貸業

一定の規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸する業。

(投資税額控除・特別償却・所得控除)
特定国際物流拠点事業

(投資税額控除・特別償却)
国際物流拠点産業

※ **国際物流拠点産業**: 国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾や空港において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業。
特定国際物流拠点事業: 国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれるもの。

II 優遇措置の内容

1 対象資産

優遇措置の対象となる資産は、対象事業の用に直接供するもののみとなります。

(1) 「機械・装置」の範囲

* 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の「機械及び装置」が対象
食料品製造業用設備、化学工業用設備、金属製品製造業用設備、道路貨物運送用設備
などです。別表第二において、申請予定の機械・装置がどの項目に該当するのか必ず
確認してください。

(2) 「建物」の範囲

1. 全対象事業共通：工場用の建物
2. 以下の事業については、工場用の建物に加え、以下の建物も対象

事業名	建物
道路貨物運送業	車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
倉庫業	作業場用又は倉庫用の建物
こん包業	
卸売業	作業場用、倉庫用又は展示場用の建物
特定の無店舗小売業	事務所用、作業場用又は倉庫用の建物
特定の機械等修理業	作業場用又は倉庫用の建物
特定の不動産賃貸業	倉庫用の建物
航空機整備業	事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物

(3) 「建物の附属設備」の範囲

1. 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「建物附属設備」が対象
電気設備（照明設備含む）、冷房、暖房、通風又はボイラー設備等
2. 対象となる附属設備は、建物と同時取得したものに限られる

2 税制上の優遇措置（国税）

1. 下記（１）、（２）、（３）のいずれかを選択。
2. 建物の附属設備は、建物と同時に取得した場合のみ対象。

（１）所得控除

根拠	沖振法第48条第2項、租特法第60条、租特施行令第36条
対象者	特別事業認定（※県知事認定）を受けた青色申告法人
内容	特別事業認定を受けた法人について、設立から10年間、各事業年度の所得金額の40%を当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

○お問合せ先：県内各税務署（法人税担当部署）

（２）投資税額控除

根拠	沖振法第48条第1項、租特法第42条の9、租特施行令第27条の9
対象者	指定地域内において、国際物流拠点産業の用に供する ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が、1,000万円を超えるもの ②機械・装置で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が、100万円を超えるものを新增設した青色申告法人
内容	○機械・装置の取得価額の15% ○建物・建物附属設備の取得価額の8%を法人税額から控除 ※取得価額の限度額：各事業年度あたり合計20億円 ※税額控除の限度額：各事業年度の法人税額の20% ※繰越可能年数：4年

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

（３）特別償却

根拠	沖振法第48条第1項、租特法第12条、同法第45条、租特施行令第6条の3、同第28条の9
対象者	指定地域内において、国際物流拠点産業の用に供する ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が、1,000万円を超えるもの ②機械・装置で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が、100万円を超えるものを新增設した青色申告法人又は個人
内容	○機械・装置の取得価額の50% ○建物・建物附属設備の取得価額の25%を特別償却 ※取得価額の限度額：各事業年度あたり合計20億円

○お問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

3 税制上の優遇措置（地方税）

1. 土地については、取得の翌日から起算して1年以内に家屋の建設に着手した場合に限る。

2. 家屋、土地等については、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外。

※実際に課税免除が適用されるか否かについては、必ず所管の関係行政機関に確認をお願いいたします。

(1) 事業税の課税免除（県税）

根拠	沖振法第49条、地税法第6条、県税の課税免除等の特例に関する条例第6条
対象者	対象地域内において、国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備※1を新・増設した者
内容	新・増設から5カ年間、新・増設に係る事業税の課税免除※2

○お問合せ先：各県税事務所

(2) 不動産取得税の課税免除（県税）

根拠	沖振法第49条、地税法第6条、県税の課税免除等の特例に関する条例第6条
対象者	対象地域内において、国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備※1を新・増設した者
内容	新・増設に係る不動産取得税の課税免除 ・対象設備である家屋※3 ・家屋の敷地である土地の一部※4

○お問合せ先：各県税事務所

(3) 固定資産税の課税免除 (市町村税)

根拠	沖振法第 49 条、地税法第 6 条、県税の課税免除等の特例に関する条例第 6 条
対象者	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する ①1,000 万円を超える設備 ②100 万円を超える機械・装置を新增設した者
内容	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、5 年間、課税免除

○お問合せ先：各市町村税務担当課

※原則として市町村税。ただし、大規模償却資産の取得価額のうち、一定限度額を超える額については県税。

(4) 事業所税の特例 (市町村税) ※那覇市のみ

根拠	地方税法附則第 33 条、地方税法施行令附則第 16 条の 2 の 8
対象者	那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設であって ①当該施設に設置される機械・装置及び器具・備品の取得価額の合計額が 1,000 万円以上であるもの ②当該施設に係る建物・附属設備の取得価額の合計額が 1 億円以上であるものを新設した者
内容	上記施設において行う事業に対して課する事業所税のうち、資産割について、その課税標準となるべき事業所床面積の算定の際に、5 年間、当該事業所の床面積を 2 分の 1 であるものとして計算する。

○お問合せ先：那覇市資産税課 (098-862-5320)

- ※ 1 国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 3 号又は第 45 条第 1 項の表の第 3 号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの
- ※ 2 税額の全額が課税免除になるわけではなく、新設・増設した対象設備に直接従事した従業員の配置により計算を行います。
- ※ 3 直接に対象事業の用に供するものであることから、販売部門や営業部門は課税免除の対象からは除外されます。
- ※ 4 土地は取得の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする対象設備である家屋の建設の着手があった場合のみ対象となります。

4 関税（保稅地域に係る特例措置）

（1）保稅地域許可手数料の輕減

根拠	沖振法第46条
対象者	事業認定（主務大臣が認定）を受けた者
内容	対象地域内で保稅蔵置場、保稅工場又は保稅展示場の許可を受けたものが納付すべき当該許可に係る手数料を2分の1に輕減する。

○お問合せ先：沖繩地区税関 保稅地域監督官（098-862-9814）

（2）保稅地域における課稅物件の選択制

根拠	沖振法第47条
対象者	事業認定（主務大臣が認定）を受けた者
内容	外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関稅について、原料に対する関稅率と製品に対する関稅率とのいずれかを選択できる（通常は原料課稅一択）。

○お問合せ先：沖繩地区税関 保稅地域監督官（098-862-9814）

5 融資制度

融資制度を活用するためには、別途、沖縄振興開発金融公庫の審査が必要です。
詳細については、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。

(1) 産業開発資金

ご利用窓口：本店 融資第一部 産業開発融資班 (TEL：098-941-1765)

種類	用途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興	指定地域内で事業を行 うために必要な資金	所要額の7割以内	25年以内 (うち据置5年以内)

(2) 中小企業資金

ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第一班 (TEL：098-941-1785)

種類	用途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興資 金貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち据置3年以内)

(3) 生業資金

ご利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第二班 (TEL：098-941-1795)

種類	用途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興資 金貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち据置3年以内)

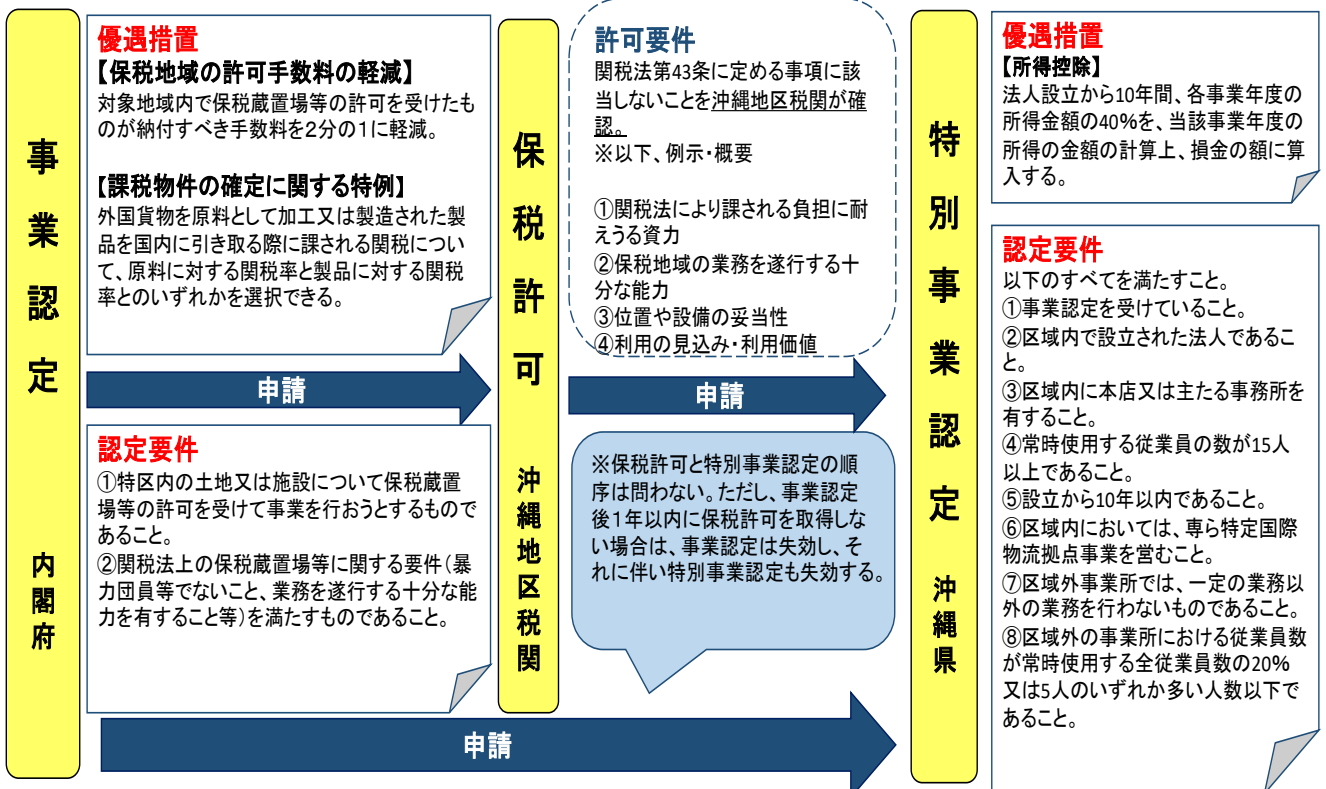
Ⅲ 特別事業認定（知事）の手続き

【所得控除（国税）】を活用するためには、沖縄県知事の認定（特別事業認定）を受ける必要があります。

また、この沖縄県知事の認定（特別事業認定）を受けるためには、国の認定（事業認定）を事前に受ける必要があります。

なお、認定取得までの期間の目安としては、事業認定（国）は、事前調整から認定まで、半年から1年程度かかる場合があります。また特別事業認定（県）は、3ヶ月程度です。

（参考）物流特区における所得控除に必要な手続き



IV お問い合わせ等

1 各優遇措置の相談・申請窓口

各優遇制度については、それぞれの関係行政機関等による審査が、別途行われます。
そのため、優遇措置の期間、手続きに必要な資料、手続きの締切日等は、各関係機関に事前相談を行ってください。

国 税 (法 人 税)	:	所管の各税務署
県 税 (法 人 事 業 税)	:	沖縄県の県税事務所
県 税 (不 動 産 取 得 税)	:	沖縄県の県税事務所
市 町 村 税 (固 定 資 産 税)	:	各市町村の税務担当課
市 町 村 税 (事 業 所 税)	:	那覇市資産税課
融資制度	:	沖縄振興開発金融公庫

2 制度のお問合せ先

- 公益財団法人沖縄県産業振興公社
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口
T E L : 098-894-6377
Email : okitoku@okinawa-ric.or.jp
<https://www.zei-tokku.okinawa/>
- 沖縄県商工労働部
企業立地推進課 立地企業支援班
T E L : 098-866-2770
F A X : 098-866-2846